

大阪府道路メンテナンス会議 規約改正について

大阪府道路メンテナンス会議 規約 (改正案)

(名称)

第1条
本会は、「大阪府道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目的)

第2条
本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大阪府内における、道路施設の高齢化や老朽化による不具合への対応、施設の大量更新時期への備え等、道路の維持管理を効率的効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路の維持管理の促進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条
本会議は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。
(1) 道路施設の長寿命化対策に関する情報共有。
(2) 道路施設の点検・修繕計画に関する情報共有。
(3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等に関する情報共有。
(4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条
1. 本会議は、第2条の目的を達成するため、大阪府内における国道、府道、市町村道及び高速自動車国道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
2. 本会議には、会長及び副会長を5名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長、副会長は大阪府都市整備部交通道路室道路環境課長、大阪市建設局道路部調整課長、堺市建設局土木部土木監理課長、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所長及び阪神高速道路株式会社大阪管理局保全部保全管理課長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 本会議の構成は「別表一」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。

(会議の開催)

第5条
本会議の開催は、会長が必要と認めるときに開催する。

(事務局)

第6条
1. 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課、大阪府都市整備

部交通道路室道路環境課、大阪市建設局道路部調整課、堺市建設局土木部土木監理課、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所統括課及び阪神高速道路株式会社大阪管理局保全部保全管理課に置く。

(規約の改正)

第7条
本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条
本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年2月8日改正し、当日より施行する。

[改正履歴]平成26年5月23日付け規約は廃止

平成27年6月11日付け規約は廃止

平成27年8月26日付け規約は廃止